

画像デザイン保護拡充の方向性について 今後の検討方針（案）

- 我が国企業の事業活動の国際展開に資するべく、創造的なデザインの権利保護を確保するとともに、クリアランス負担をできるだけ軽減するとの観点に立って、早急に次の対応を行うこととする。
 - ・ イメージマッチング技術を利用した登録意匠の検索システムの準備に直ちに着手し平成 27 年度中のサービス導入を目指す。ユーザーからの評価を踏まえ随時改善を図る。
 - ・ これを前提としつつ、意匠法第 2 条第 2 項の「機能」に係る審査基準を改訂することにより、①物品にあらかじめ記録された画像のみではなく、後から追加される操作画像を保護対象とし、②パソコンの操作画像を保護対象とすることを視野に入れ、画像デザインの登録要件について、関係する産業界からも広く参画を得つつ、意匠審査基準ワーキンググループで具体的検討を行う。
 - ・ この検討結果については意匠審査基準ワーキンググループから当小委員会に報告するとともに、当小委員会で制度の在り方について更なる検討を行うこととし、それに合わせ、実施・侵害行為、過失推定等の関連規定の解釈を明確化し、エンドユーザーの行為、プロバイダ等の行為等の取扱いを整理すべく検討を行う。
- 以上の対応の状況、ユーザーニーズ及び国際整合性の観点を踏まえつつ、中長期的には、クリアランスツールの精度を高めることを大前提に、例えば以下の検討項目を中心に制度の在り方を引き続き当小委員会において検討する。
 - ・ 保護対象
操作画像を、画像が表示される個々の物品と関わりなく保護すべきか。
 - ・ 権利の実効性
アプリ等の開発行為や頒布行為等に権利行使できる制度とすべきか。
 - ・ クラウドサービス等の事業形態多様化への対応
新たなサービスの普及を妨げぬようなどのような手当てが可能か。
 - ・ エンドユーザーに対する影響への配慮
エンドユーザーが不当に侵害に問われないことを制度上明確にすべきか。
 - ・ 実施者に課される注意義務の在り方
実施者に過度の注意義務、クリアランス負担が生じないような対応が可能か。
 - ・ 事後審査制度の導入
画像に係る意匠については、事前のクリアランス負担を軽減するよう、実用新案制度のような事後審査制度を導入すべきか。

以上